

平成30年第4回多治見市教育委員会会議録

(要点筆記)

開催日時 平成30年3月27日(火) 午後2時00分 開議

開催場所 多治見市役所駅北庁舎 4階第3会議室

出席委員

教育長 渡辺哲郎(教育長)

教育長職務代理者 前田市朗

委員 中澤香代

委員 木下貴子

委員 大嶽和好

欠席委員 なし

教育委員会事務局・その他の機関の長等出欠表

あらかじめ出席要請した管理職員

| 出欠 | 補職名 | 氏名 | 欠席理由 | 出欠 | 補職名 | 氏名 | 欠席理由 |
|----|-----------------------|------|------|----|-----------------------|------|------|
| 出 | 副教育長 | 鈴木稔朗 | | 出 | 大畑調理場長兼 共栄調理場長 | 丹羽英雄 | |
| 出 | 教育次長 | 木股一郎 | | 出 | 放課後児童健全育成 事業調整担当課長 | 伊藤香代 | |
| 出 | 教育総務課長兼文化 保護センター所長 | 仙石浩之 | | 出 | 子ども支援課長 | 春田正孝 | |
| 出 | 教育推進課主幹 | 高橋光弘 | | | | | |
| 出 | 教育研究所長 | 熊崎健一 | | | | | |

上表欠席職員の代理出席者：なし

説明のため出席した者：教育相談室 加藤課長代理

教育推進課 大前課長代理

会議の傍聴人：なし

会議を早退した者：なし

会議の公開、非公開：一部非公開

付議事件

| 付議番号 | 案 件 名 | 所管課 | 結 果 |
|-------|---|-----------|------|
| 議第10号 | 多治見市たじっこクラブの実施に関する条例施行規則の一部を改正するについて | 教育推進課 | 原案承認 |
| 議第11号 | 多治見市教育機関の使用料減免取扱規則の一部を改正するについて | 教育総務課 | 原案承認 |
| 議第12号 | 多治見市立小中学校管理規則の一部を改正するについて | 教育推進課 | 原案承認 |
| 議第13号 | 多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正するについて | 子ども支援課 | 原案承認 |
| 議第14号 | 多治見市奨学資金の給費規則による平成30年度選奨生の決定について | 教育総務課 | 原案承認 |
| 議第15号 | 多治見市高等学校等入学準備資金給付規則による平成30年度の給付者の決定について | 教育総務課 | 原案承認 |
| 議第16号 | 調理場整備計画の改訂及び学校給食基本方針の改正について | 教育総務課 | 原案承認 |
| 議第17号 | 多治見市教育委員会に属する県費負担教職員の訓告等取扱規程を定めるについて | 教育総務課 | 原案承認 |
| 議第18号 | 多治見市いじめ防止基本方針の改定について | 教育相談室 | 原案承認 |
| 議第19号 | 多治見市立小泉小学校建設検討委員会設置要綱を廃止するについて | 教育総務課 | 原案承認 |
| 報第2号 | 多治見市教職員の働き方改革プラン2018について | 教育推進課 | 原案承認 |
| 報第3号 | 多治見市青少年育成推進員（補欠委員）の委嘱について | 教育推進課 | 原案承認 |
| 議第20号 | 多治見市文化財審議会委員を委嘱するについて | 文化財保護センター | 原案承認 |
| 議第21号 | 多治見市要保護及び準要保護児童生徒認定規則の一部を改正するについて | 教育推進課 | 原案承認 |
| 議第22号 | 教育基本計画を定めるについて | 教育推進課 | 原案承認 |

開 会

午後 2 時 00 分 教育長が本日の委員会会議の開会を宣言

議 事

- 教育長 日程第 1、本会議の公開又は非公開の決定について、事務局に説明を求める。
- 事務局 本日の会議については、議第 14 号「多治見市奨学資金の給費規則による平成 30 年度選奨生の決定について」、議第 15 号「多治見市高等学校等入学準備資金給付規則による平成 30 年度の給付者の決定について」、報第 3 号「多治見市青少年育成推進員（補欠委員）の委嘱について」、議第 20 号「多治見市文化財審議会委員を委嘱するについて」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項「人事・その他の事件」に該当、及び多治見市教育委員会会議規則第 10 条の規定により、非公開とすることについて、審議願う。
- 教育長 事務局の説明のとおり一部非公開とすることに異議はないか。
- 各委員 異議なし。
- 教育長 異議がないので、議第 14 号「多治見市奨学資金の給費規則による平成 30 年度選奨生の決定について」、議第 15 号「多治見市高等学校等入学準備資金給付規則による平成 30 年度の給付者の決定について」、報第 3 号「多治見市青少年育成推進員（補欠委員）の委嘱について」、議第 20 号「多治見市文化財審議会委員を委嘱するについて」非公開とすることに決する。

議第 10 号 公開

- 教育長 それでは、日程第 2、議第 10 号 多治見市たじっこクラブの実施に関する条例施行規則の一部を改正するについて、事務局に説明を求める。
- 木股教育次長 平成 30 年度 多治見市たじっこクラブの実施に関する条例施行規則の一部を改正するについて、資料により説明。
- 教育長 何か質問はあるか。なければ異議なしとして原案どおり承認してよいか。
- 各委員 よい。
- 教育長 では、議第 10 号 平成 30 年度 多治見市たじっこクラブの実施に関する条例施行規則の一部を改正するについて、原案どおり承認することとする。

議第 11 号 公開

- 教育長 それでは、日程第 3、議第 11 号 多治見市教育機関の使用料減免取扱規則の一部を改正するについて、事務局に説明を求める。
- 仙石教育総務課長 多治見市教育機関の使用料減免取扱規則の一部を改正するについて、資料により説明。
- 教育長 何か質問はあるか。なければ異議なしとして原案どおり承認してよいか。
- 各委員 よい。
- 教育長 では、議第 11 号 多治見市教育機関の使用料減免取扱規則の一部を改正するについて、原案どおり承認することとする。

議第 12 号 公開

- 教育長 それでは、日程第 4、議第 12 号 多治見市立小中学校管理規則の一部を改正
 するについて、事務局に説明を求める。
- 木股教育次長 多治見市立小中学校管理規則の一部を改正するについて、資料により説明。
- 教育長 何か質問はあるか。
- 前田委員 キッズウィークの例は。県内の例はあるか。
- 木股教育次長 夏休みを短くし、秋にもっていく。保護者も一緒に休みをとる休暇である。
 県内では羽島市が 1 日程度の予定。これは経済的な理由による制度である。
- 教育長 他に質問はあるか。なければ異議なしとして原案どおり承認してよいか。
- 各委員 よい。
- 教育長 では、議第 12 号 多治見市立小中学校管理規則の一部を改正するについて、
 原案どおり承認することとする。

議第 13 号 公開

- 教育長 それでは、日程第 5、議第 13 号 多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する
 条例施行規則の一部を改正するについて、事務局に説明を求める。
- 春田子ども支援課長 多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正するに
 ついて、資料より説明。
- 教育長 他に何か質問はあるか。なければ異議なしとして原案どおり承認してよいか。
- 各委員 よい。
- 教育長 では、議第 13 号 多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例施行規則の
 一部を改正するについて、原案どおり承認することとする。

議第 14 号 非公開

議第 15 号 非公開

議第 16 号 公開

- 教育長 それでは、日程第 8、議第 16 号 調理場整備計画の改訂及び学校給食基本方
 針の改正について、事務局に説明を求める。
- 仙石教育総務課長 調理場整備計画の改訂及び学校給食基本方針の改正について、資料より説
 明。
- 教育長 何か質問はあるか。なければ異議なしとして原案どおり承認してよいか。
- 前田委員 調理場整備計画の改訂理由は何か。
- 仙石教育総務課長 主な改定理由は、1 大畑・共栄調理場の老朽化、2 公共施設総合管理の
 視点、3 児童・生徒数の減少やアレルギー対応の早期の実現である。

- 平成 29 年度の 1 年間、議会、PTA、学校給食運営委員会、アレルギー検討委員会などの様々な場面において、議論していただき、まとめたものである。
- 前田委員 大畑調理場、共栄調理場はいつごろ閉鎖予定か。
- 仙石教育総務課長 新しい共同調理場は平成 32 年 8 月の稼働を目指している。その後の閉鎖となり、早くて、平成 32 年度中となる。
- 前田委員 大畑調理場・共栄調理場の提供食数を新しくできる昭和小調理場や他の調理場で、提供できないか。
- 仙石教育総務課長 昭和小調理場稼働後の食数は、大畑調理場が約 1,000 食、共栄調理場が約 3,500 食を提供している。これらを他の調理場から提供することはできない。昭和小調理場は約 1,500 食の能力、養正小調理場は約 1,000 食であり、各調理場の能力を超えて調理することはできない。
- 教育長 他に何か質問はあるか。なければ異議なしとして原案どおり承認してよいか。
- 各委員 よい。
- 教育長 では、議第 16 号 調理場整備計画の改訂及び学校給食基本方針の改正について、原案どおり承認することとする。

議第 17 号 公開

- 教育長 それでは、日程第 9、議第 17 号 多治見市教育委員会に属する県費負担教職員の訓告等取扱規程を定めるについて、事務局に説明を求める。
- 仙石教育総務課長 多治見市教育委員会に属する県費負担教職員の訓告等取扱規程を定めるについて、資料により説明。
- 教育長 何か質問はあるか。
- 前田委員 現在、対象となる案件はあるか。
- 木股教育次長 ない。
- 教育長 他に何か質問はあるか。なければ異議なしとして原案どおり承認してよいか。
- 各委員 よい。
- 教育長 では、議第 17 号 多治見市教育委員会に属する県費負担教職員の訓告等取扱規程を定めるについて、原案どおり承認することとする。

議第 18 号 公開

- 教育長 それでは、日程第 10、議第 18 号 多治見市いじめ防止基本方針の改定について、事務局に説明を求める。
- 加藤教育相談室課長代理 多治見市いじめ防止基本方針の改定について、資料により説明。
- 教育長 何か質問はあるか。なければ異議なしとして原案どおり承認してよいか。
- 各委員 よい。
- 教育長 では、議第 18 号 多治見市いじめ防止基本方針の改定について、原案どおり

承認することとする。

議第 19 号 公開

- 教育長 それでは、日程第 11、議第 19 号 多治見市立小泉小学校建設検討委員会設置要綱を廃止するについて、事務局に説明を求める。
- 仙石教育総務課長 多治見市立小泉小学校建設検討委員会設置要綱を廃止するについて、資料により説明。
- 教育長 何か質問はあるか。なければ異議なしとして原案どおり承認してよいか。
- 各委員 よい。
- 教育長 では、議第 19 号 多治見市立小泉小学校建設検討委員会設置要綱を廃止するについて、原案どおり承認することとする。

報第 2 号 公開

- 教育長 それでは、日程第 12、報第 2 号 多治見市教職員の働き方改革プラン 2018 について、事務局に説明を求める。
- 木股教育次長 報第 2 号 多治見市教職員の働き方改革プラン 2018 について、資料により説明。
- 中澤委員 4 具体的な取組み（2）業務改善（学校が行うこと）②通知表の所見欄の割愛を検討する について、所見欄を残してほしい。
- 木股教育次長 所見欄が複数あるため、割愛を検討する。前期は割愛し、後期は書くことにしている。
- 鈴木副教育長 多治見市教職員の働き方改革プラン 2018 については、学校に説明し、PTA にも説明していく。
- 前田委員 地域の人材を活用できるよう、プランに入れてはどうか。
- 木股教育次長 地域の人材の活用については、改革プランの中で記載している。
- 木下委員 所見欄を割愛すると、成績以外で子どものいいところを知る機会が少なくなることになり親は危惧すると思う。また、教員には負担感がある。思いつきで申し訳ないが、地域の人に入ってもらい、地域の人に子どものいいところを書いてもらうとかで対応できないか。
- 大嶽委員 校内支援システムの導入について、検討されていると思うが、なるべく現場に近いシステムを導入していただきたい。
- 教育長 他に何か質問はあるか。なければ異議なしとして原案どおり承認してよいか。
- 各委員 よい。
- 教育長 では、報第 2 号 多治見市教職員の働き方改革プラン 2018 について、原案どおり承認することとする。

報第 3 号 非公開

議第 20 号 非公開

議第 21 号 公開

- 教育長 それでは、日程第 15、議第 21 号 多治見市要保護及び準要保護児童生徒認定規則の一部を改正するについて、事務局に説明を求める。
- 木股教育次長 多治見市要保護及び準要保護児童生徒認定規則の一部を改正するについて、資料により説明。
- 前田委員 定員や額の制限はあるのか。
- 木股教育次長 ない。申請者全員に対応している。
- 教育長 他に何か質問はあるか。なければ異議なしとして原案どおり承認してよいか。
- 各委員 よい。
- 教育長 では、議第 21 号 多治見市要保護及び準要保護児童生徒認定規則の一部を改正するについて、原案どおり承認することとする。

議第 22 号 公開

- 教育長 それでは、日程第 16、議第 22 号 教育基本計画を定めるについて、事務局に説明を求める。
- 大前教育推進課
課長代理 教育基本計画を定めるについて、資料により説明。
- 教育長 何か質問はあるか。
- 中澤委員 1 年かけて、検討してきたものがまとまり、喜びを感じる。
- 木下委員 計画の策定の背景について、「学校における業務の多忙化」という表現は、客観的でなく、教育が忙しいだけと感じとられる可能性がある。「学校における業務の増加により」という表現にしてはどうか。
- 大前教育推進課
課長代理 「学校における業務の増加」という表現にする。
- 教育長 他に何か質問はあるか。なければ異議なしとして原案どおり承認してよいか。
- 各委員 よい。
- 教育長 では、議第 22 号 教育基本計画を定めるについて、原案どおり承認することとする。
- 教育長 それでは、教育委員会会議の 8 月の開催日程について図る。
- 教育長 8 月 10 日（金）とする、
- 教育長 これにて平成 30 年第 4 回教育委員会会議を閉会とする。

閉 会

午後 4 時 00 分

